共同企業体協定書（案）

（目的）

第１条　当企業体は、次の事業（以下「委託業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

　　　事業：令和６年度高付加価値・グローバル展開加速化事業（ＥＣ展開実証業務）

（名称）

第２条　当企業体は、〇〇〇〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇〇」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体の統括事務所を〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、委託業務受注（契約）の日から、第１条に定める業務の委託契約の履行後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。また、当該委託業務を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当企業体以外が当該委託業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成は、次のとおりとする。

　　　　所在地　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

称　号　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　所在地　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

称　号　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　　　所在地　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

称　号　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（幹事企業及び代表者の名称）

第６条　当企業体は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を幹事企業とし、〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、沖縄県と折衝する権限並びに契約の締結、代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（運営委員会）

第８条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、委託業務の完成に当たるものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第９条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第10条　構成員は、沖縄県及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完成する日までは脱退することができない。また、構成員のうち業務の途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員または構成員の補充を行い、円滑に委託業務を完成する。

（構成員の除名）

第11条　当企業体は、構成員のいずれかが業務途中において重要な義務の不履行その他除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員及び沖縄県の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

（代表者の変更）

第12条　代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて他の構成員及び沖縄県の承認により残存構成員を代表者とすることができるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第13条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

（個別事業受託に関しての事項）

第14条　本件事業に関して、仕様書に明記されている内容について本企業体の構成員内で取引、契約に関する契約を別途締結することができる。

当企業体は、上記の委託業務特定共同企業体協定書を締結したので、その証として、本協定書２通を作成し、各通に構成員が記名押印し、幹事企業が１通保有し、沖縄県に１通を提出するものとする。

令和　年　月　日

　　所在地　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　称　号　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　代　表　　肩書　　代表者名

　　所在地　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　称　号　　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

　　代　表　　肩書　　代表者名

　　所在地

　　称　号

　　代　表